

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

不適切な事務等による作業の責任に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

膨大な不要であるはずの事務作業を発生させた責任

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 9 月定例会の一般質問に係り、期限切れワクチン問題や白紙請求書問題を端緒に膨大な確認作業が発生しているが、これは、本来きちんと事務をしていればする必要のなかった無駄な業務ではないのか。見解は如何か。
2. これに係り職員が閉庁時間をすぎても作業をしているが、サービス残業はしていないのか。後々のコンプライアンスリスクとなりかねないので、きちんと打刻をさせてもらいたい。平成 27 年 9 月 18 日の段階で、特段の対応はしているか。今後行う予定はないのか。職員課は何かしたのか。
3. 平成 27 年 9 月 18 日時点で何名が確認作業に従事し、いくら人件費が発生しているのか金額含め明らかにせよ。
4. 不適切な事務により過去 5 年間の市長任期中についての確認を一件一件しなくてはならなくなった責任は市長にあるか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 28 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問の検討、答弁により議会の再開を求める為)